

いじめ防止 学校基本方針

岩内町立岩内東小学校

【いじめの定義】

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団により無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話、スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる等

『いじめは絶対に許されない』

方策1 いじめの未然防止

- ★子どもの豊かな心の育成
 - ・道徳の時間を中心に全教育活動を通して
 - ・授業や行事から基本的な生活習慣や行動規範を獲得
 - ・児童主体の取組「わたしの行動宣言」「ふわふわ言葉集め」
 - ・命を大切にする月間
- ★情報モラルの理解
 - ・高学年ネットマナー教室
- ★教職員の認識の共有
 - ・子ども理解に関わる研修会
 - ・子どもの様子についての交流会
- ★家庭、地域との連携
 - ・学校、家庭、地域での子どもの様子を共有

【基本理念】

- 子ども一人一人が笑顔で学校生活を送り、「確かな学力・豊かな心・健康な身体」を育める学校を目指します。
- 子ども一人一人が「いじめ」について理解し、「しない」「させない」心を大切にする子どもとなることを目指します。
- 全教職員が認識を共有し、学校が組織として速やかに対応します。
- 学校と地域と家庭が連携して、「いじめ」のない学校づくりを進めます。



方策3 いじめに対する措置

- 速やかに組織として対応する
- いじめを受けているとされる子ども、いじめを知らせてくれた子どもの安心安全の確保
- 改善に向けて関係する保護者との連携
- 事実関係の確実な把握
- 再発防止へ向けての児童・保護者への対応
- いじめ解決に向けた集団への働きかけ

方策2 いじめの早期発見・早期対応

- きめ細かな児童理解と行動観察
- 児童へのアンケートの実施
 - ・悩み、いじめに関するアンケート調査
 - ・児童アンケート
- 全教職員による情報の報告と共有化、速やかな対応
- 教職員の認識の共有と一元化
 - ・子ども理解に関わる研修会
 - ・PDCAサイクルでの点検